

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	奈良市 201
地域名 (地域内農業集落名)	大柳生地区 (大柳生、阪原、大慈仙、忍辱山、大平尾)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	210.1 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	210.1 h a
② 田の面積	179.3 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	30.8 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	h a
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	h a
（備考）遊休農地面積〇〇ha（うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha） ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
 3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【大柳生地区】 ①5町とも、高齢化による担い手の減少により農業後継者の不在が顕著である。 ②電気柵等の対策に関わらず、獣害被害が顕著であるため、耕作意欲が低下し、結果、耕作放棄地の増加となっている。 ③圃場整備が未実施（忍辱山町、大慈仙町、大平尾町）の町は、作業効率が悪いいため、圃場の引受者もなく離農者が出る一因となっている。 ④圃場整備済みの圃場（阪原町、大柳生町）であっても経年劣化により、圃場・水路・農道が傷んでおり、作業効率が低下している。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

【大柳生地区】 高齢化の進行等による担い手不足の状況が顕著であるが、新規就農希望者の受け入れを促すとともに、若者が楽しく農業がやれるような環境整備等を行い、現在の農業を維持する。 大慈仙町 当町における農業者は約15名で、内訳は、茶の生産者が1軒で残りは水稻、野菜栽培である。 農地は圃場整備されていないため、規模拡大は厳しく、10年後の農業者は、約1/3になると予想される。 これらのことから、小規模圃場であっても引き受けてくれる農業者等の発掘や、収益の上がる作物や栽培方法等を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
営農組合が組織されている町は、組合への委託を促進する。 加えて、各町の担い手への集積・集約化及び新たな担い手の確保に努める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9	%	将来の目標とする集積率 9 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
営農組合への参加及び組合への委託を促進する。 更に、各町の担い手・大規模農家との調整を図りながら、集積・集約化に努める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
【大柳生地区】 1.令和4年2月に設立した「大柳生地区ニューファーマーズ推進協議会」及び農地中間管理機構と連携し、新規就農者の受け入れ調整や次世代の営農参加促進を図る。 2.比較的若い世代や集落営農組織が受け手になると見込める町は、地域内の経営体に集約していきたい。 阪原町 1.2020年実施のアンケート調査で、「貸付けたい」「売りたい」とされた8.8ha及び離農者が引受けていた6.8haについて、大規模農業者・経営規模拡大を回答した者等への集約化は、一定程度図られた。 2.しかし、引受けの無かった農地は、地権者の意向を踏まえ、営農組合等への作業委託とするのか、地権者による保全管理とするのか等を協議しながら、引き続き集約化に努める。 大柳生町 1.大柳生町の圃場整備は、区域によって実施時期が分かれた経緯がある。このため、現在活動中の大柳生営農組合（組合員数63戸）は、米作基幹作業の受託事業を中心に取り組んでいるが、先行して実施された事業で整備された圃場を持つ農家は、この組合に未加入が多い。こうした未加入者(退会した者を含む)の中には、2020年実施のアンケート調査によると「条件が合えば今後は加入したい」者が一定数(16人)いることから、組合の事業従事体制の強化を図るとともに農地の集積・集約化に繋がるような新たな組合加入を受け入れる必要がある。 2.大柳生町でも圃場の耕作者異動が少しずつ進んでおり、又、新たに定住して農業を営む事例もあり、これらにより耕作放棄地となることを何とか回避できている。今後、新規就農希望者の受け入れを促す環境整備等も行い、地域農業の延命を図る。 忍辱山町、大慈仙町、大平尾町 比較的深い森の地域で、山林（里山を含む）に挟まれた谷間や斜面に多くの農地が立地している。またその規模も小さく水田利用はもとより畑・樹園地利用するにしても、手間がかかるなど、立地条件は悪い。については、農林水産省や奈良県の補助制度などの活用も含め情報収集に努める一方、今後も各活動組織及び農業者等が協議し、中心経営体等への農地の集約化、或いは新規就農希望者の受け入れ等により、農地が維持できるよう努力を重ねていきたい。

（２）農地中間管理機構の活用方法 【阪原町】 2020年実施のアンケート調査で、活用したい（含、条件が合えば）との意向が確認された人は５６人であり、大柳生地区ニューファーマーズ推進協議会を活用しながら、農地中間管理機構とのマッチングを推進すると共に、より可能性のある近隣農業者とのマッチングに努める。 【忍辱山町】 農地所有者からの2020年実施のアンケート調査の回答としては、同機構の活用に消極的な意見が多かった。同機構の業務等が十分に理解されていない事もその原因の一つと考えられる。現在、集約中のアンケートの内容を踏まえ今後の方向を検討したい。 なお、中心経営体等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるなどの長所をPRするなど、情報提供に努めていきたい。また、機構を通じた中心経営体等への貸付けについても検討も継続する。
（３）基盤整備事業への取組 【阪原町、大柳生町】 圃場整備事業により整備された圃場であっても、経年劣化及び獣害等により、圃場の中の水はけが悪い箇所や畦畔・水路・農道等が傷んでいる箇所が多く出てきている。 圃場整備事業後の圃場、水路、農道等の整備をフォローアップする補助事業の創出を行政に要望し、基盤の再整備に取り組む。 【大慈仙、忍辱山、大平尾】 他町のように農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が進める事ができれば、農業の生産効率の向上及び農地集積・集約化を図ることができ、当町の農地も将来にわたって維持できるものと考え。地主負担なしに行えればなお取組みが現実的となると考える。 ただ行うためには農地所有者のコンセンサスを得るなど課題も大きい。今後も農林水産省等の情報収集などを進め研究する。なお、忍辱山町では集落・農業者の高齢化や減少が著しい。このため地域農業のビジョンづくり（人材の確保、組織・生産体制等（集落営農・圃場整備を含む））に取り組む部会により、年内に一定の具体的な方針を定めることを目指す。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組 【大柳生地区】 大柳生地区ニューファーマーズ推進協議会を通じ、営農促進や地区内に定住する等新規就農者の受入を推進するため、広報活動を行うと共に、就農希望者の意向を踏まえ、就農地や定住先等を協議・斡旋する。 【大柳生町】 人・農地プランの実質化等に向け、大柳生地区人・農地プラン策定委員等で結成された「大柳生町人・農地プラン推進委員会」を核として、大柳生町自治会とも連携しつつ、町内の農業の具体的な展望を提言し町内の合意形成を目指す。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 【阪原町、大柳生町】 地域の営農組合等の農作業受委託を、積極的に活用していく。 【大慈仙町】 山際の樹木の伐採作業、農道・畦畔の草刈り作業等の委託を活用していきたい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

【大柳生地区】

①鳥獣被害防止対策の取組

獣害に苦慮しており、特に猪・鹿の被害が深刻。

檻の設置・猟友会との連携・田畑を囲うワイヤーメッシュの設置等に取り組むが、費用面における負担が多いため既にある制度の活用及び行政に対し新たに支援策を講ずるよう要請していく。

また、猿被害が多い町では猿捕獲用檻の設置を市へ要望する。

⑨その他の取組

・新規・特産化作物の導入方針として、米は、地域おこし協力隊等の協力を得ながら大柳生地区米の美味しさをアピール発信し、販売促進を図る。

又、野菜は、加工業者とのコラボで契約栽培につなげられないか等を検討する。

【阪原町】

①鳥獣害防止対策の取組

令和５年度に国の補助金を活用して、約１４kmに渡りワイヤーメッシュを設置した。

引き続き、６年度以降も設置に努める。

⑦保全・管理等の取組

条件の良い圃場については、大規模農業者・アンケートで経営規模拡大を回答した農業者等が引受け手として存在する。

しかし、条件の悪い圃場は、引受け手が無く、地権者で保全管理せざるを得なくなると思われるが、保全管理の一番のネックは草刈り作業である。

そこで、農業の基幹３作業の受託機関である営農組合の関連組織として、前述の実態を踏まえ、一定の条件の下、草刈り作業のための「草刈り労務班」を結成し、草刈り作業を行う事としている。

また、同作業の省力化・労力軽減及び若者のオペレーター参画へのきっかけ作りの観点から、ラジコン式草刈機の導入を計画している。

【忍辱山町】

⑦保全・管理等の取組

水害や土砂崩れの危険のある自治会管理のため池も保有している事から、自治会とも連携して、研修会を開催するなど町民への意識啓発を行い被害防止に努める。

【大慈仙町】

①鳥獣被害防止対策の取組

自治会・鹿害阻止組合・環境保全活動組織・中山間組織・猟友会会員農仙の会等の協力のもと、捕獲檻の設置、侵入防止のワイヤーメッシュやノリ網の設置等を継続する。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）（別添のとおり）

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

別紙(目標地図に位置付ける者)※HP用

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	現状 (令和6年度)			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
	経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	1	
利用者	水稻、w c s	1.1 ha	ha	水稻、w c s	1.1 ha	ha	2	
利用者	水稻、w c s	1.7 ha	ha	水稻、w c s	1.7 ha	ha	3	
利用者	水稻、w c s	0.9 ha	ha	水稻、w c s	0.9 ha	ha	4	
利用者	水稻	3.5 ha	ha	水稻	3.5 ha	ha	5	
利用者	水稻、野菜	0.6 ha	ha	水稻、野菜	0.6 ha	ha	6	
利用者	水稻	1.9 ha	ha	水稻	1.9 ha	ha	7	
利用者	水稻、w c s	5 ha	ha	水稻、w c s	5 ha	ha	8	
利用者	水稻	1.5 ha	ha	水稻	1.5 ha	ha	9	
利用者	水稻	2.2 ha	ha	水稻	2.2 ha	ha	10	
利用者	水稻・野菜	2 ha	ha	水稻・野菜	2 ha	ha	11	
利用者	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	12	
利用者	水稻・野菜	2 ha	ha	水稻・野菜	2 ha	ha	13	
利用者	水稻・野菜	1.4 ha	ha	水稻・野菜	1.4 ha	ha	14	
利用者	水稻、茶	2.7 ha	ha	水稻	2.7 ha	ha	15	
利用者	保全管理	0.4 ha	ha	野菜	0.4 ha	ha	16	
利用者	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	17	
認農	水稻	2.1 ha	ha	水稻	2.1 ha	ha	18	
利用者	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	19	
利用者	水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha	20	
利用者	保全管理	1.3 ha	ha	保全管理	1.3 ha	ha	21	
認農	水稻、野菜	1.7 ha	ha	水稻、野菜	1.7 ha	ha	22	
利用者	水稻	2.0 ha	ha	水稻	2.0 ha	ha	23	
利用者	水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha	24	
認農	水稻、野菜	2.0 ha	ha	水稻、野菜	2.0 ha	ha	25	
利用者	水稻、野菜	0.5 ha	ha	水稻、野菜	0.5 ha	ha	26	
利用者	水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	27	
利用者	水稻	2 ha	ha	水稻	2 ha	ha	28	
利用者	水稻、w c s	2.4 ha	ha	水稻、w c s	2.4 ha	ha	29	
認農	水稻、茶	7.0 ha	ha	水稻、茶	7.0 ha	ha	30	
認農	水稻、野菜	2.0 ha	ha	水稻、野菜	2.0 ha	ha	31	
利用者	水稻・野菜	2.5 ha	ha	水稻・野菜	2.5 ha	ha	32	
認農	水稻、野菜	3.4 ha	ha	水稻、野菜	3.4 ha	ha	33	
利用者	水稻・野菜	0.7 ha	ha	野菜	0.7 ha	ha	34	
認農	野菜	0.5 ha	ha	野菜	0.5 ha	ha	35	
利用者	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	36	
認農	養鶏	0.6 ha	ha	養鶏	0.6 ha	ha	37	
利用者	水稻	1.4 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	38	
利用者	水稻(受託)	ha	0.7 ha	水稻(受託)	ha	1.4 ha	39	
利用者	水稻(受託)	ha	8.54 ha	水稻(受託)	ha	12.0 ha	40	
利用者	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	41	

別紙(目標地図に位置付ける者)※HP用

利用者	保全管理	0.7 ha	0.5 ha	水稻	0.7 ha	0.5 ha	42	
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
計		67.2 ha	9.74 ha		67.2 ha	13.9 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

[illegible]